

川崎市体験保育「親子でランチ」事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市公立保育所における様々な保育サービスの一環として、市民が子育てにゆとりと自信を持てるよう、地域の親子を対象に保育園児と一緒に保育カリキュラムに基づいた生活や遊び・食事などの体験保育を実施し、地域に開かれた保育所としての充実を図り、子育て家庭への支援を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 親子でランチとは、地域の親子が保育カリキュラムに基づいた生活や遊び・給食を保育園児と共にする事で、生活の流れや乳幼児の育ちを理解し、成長・発達に合わせた食事の形態や食べさせ方を学ぶ保育体験のことをいう。

(実施回数)

第3条 各園における実施は、毎月2回とする。(4月及び8月を除く)
2 前項の規定以外に、区保育・子育て総合支援センター長又は区保育総合支援担当課長が必要と認める家庭においては、別日を設ける。回数については特に規定を設定しない。

(対象者)

第4条 原則として市内在住の離乳食を開始した子どもから、未就学の子どもとその保護者とする。
2 各園1日2組を上限とし、新規利用者を優先とする。

(申込方法等)

第5条 親子でランチを希望する保護者は、事前に実施園のある区の申込専用フォームまたは電話等にて申込みを行う。
2 参加する保護者は体験前に、川崎市体験保育「親子でランチ」申込書(第1号様式)を区保育・子育て総合支援センター長、運営管理・子育て支援担当課長あて提出するものとする。

(費用の負担及び支払い)

第6条 保護者が負担する額は、賄材料費の実費として一人当たり250円とする。

2 保護者は体験日当日の受付時に前項に定める額を現金で支払うものとする。

3 前項に支払いがあった時は、領収書を発行し保護者に渡すものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、区保育・子育て総合支援センター長または区保育総合支援担当課長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。